

○鹿児島県公安委員会公印規程

(平成13.3.27
鹿児島県公安委員会規程3)

改正 前略…平成30.5公規程4

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）における公印の保管、使用その他公印に関し必要な事項を定めることを目的とする。

本条…一部改正(平成30.5公規程4)

(公印の制式)

第2条 公安委員会委員長及び公安委員会の公印（以下「公印」という。）の制式は、別表のとおりとする。

本条…一部改正(平成30.5公規程4)

(公印の管理等)

第3条 公印の総括的事務は、警務部総務課（以下「総務課」という。）が所管する。

2 別表に掲げる保管所属の長を公印管理責任者（以下「管理責任者」という。）とし、理事官、副署長又は次長を公印保管責任者（以下「保管責任者」という。）とする。ただし、管理責任者は、保管責任者が不在の場合、その他業務上特に必要があると認める場合は、警察本部にあっては課長補佐以上の職にある者、警察署にあっては課長又は課長代理の職にある者を保管責任者の代理者として指定することができる。

3 前項の規定に関わらず、幹部派出所、交番及び駐在所において使用する公印については、管理責任者が保管責任者を指定するものとする。

4 保管責任者及びその代理者は、管理責任者の命を受け、公印の保管、使用その他公印の取扱事務に従事するものとする。

5 公印は、常に専用の公印保管箱に収め、使用しないときは、施錠設備のある場所で厳重に保管しなければならない。

6 公印は、外部に持ち出してもならない。ただし、管理責任者が必要と認めたときは、この限りでない。

本条…一部改正(平成21.3公規程2、30.5公規程4)

(公印の登録)

第4条 公印は、保管所ごとに作成した公印登録簿（別記第1号様式）にその印影を登録して使用しなければならない。ただし、運転免許証に使用する公印については、登録を省略する。

なお、公印登録簿は、総務課において作成し、備え付けるものとする。

本条…一部改正(平成21.3公規程2、30.5公規程4)

(公印の使用)

第5条 公印を使用するときは、公印を押そうとする文書に決裁文書その他の証拠書類を添え、保管責任者又はその代理者に提示して、その承認を受けなければならぬ。ただし、警察署、幹部派出所、交番及び駐在所において使用する公印については、この限りでない。

2 公安委員会の発行する文書で、一定の字句及び内容のものを多数印刷する場合において支障がないと認めるときは、警務部総務課長（以下「総務課長」という。）の承認を得た上で、その公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

本条…一部改正(平成23.1公規程1、30.5公規程4)

(情報管理システムによる印影の出力)

第6条 鹿児島県警察情報管理システムの運営に関する訓令（平成22年鹿児島県警察本部訓令第24号）に規定する情報管理システムを用いて、公安委員会の発行する文書を印刷する場合には、公印の印影を当該文書と同時に出力して公印の押印に代えることができる。

本条…追加(平成28.3公規程2)、一部改正(平成30.5公規程4)

(公印の作成、改刻)

第7条 管理責任者は、公印を作成し、又は改刻しようとするときは、あらかじめ公印作成（改刻）理由書（別記第2号様式）により総務課長に申し出なければならない。

2 総務課長は、前項の申し出があった場合は、その理由を審査の上、必要があると認めたときは、公印を作成し、又は改刻してこれを交付するものとする。

3 総務課長は、前項の規定により公印を交付するときは、公印登録簿に当該公印の登録をしなければならない。

本条…追加(平成23.1公規程1)、旧6条…様下(平成28.3公規程2)、一部改正(平成30.5公規程4)

(公印の廃止等)

- 第8条 管理責任者は、公印を廃止したときは、公印廃止届（別記第3号様式）に公印を添えて、総務課長に届け出なければならない。
- 2 総務課長は、前項の届出を受理したときは、当該公印の登録を取り消さなければならない。
- 3 総務課長は、第1項の届け出に添えられた公印のうち、廃止の日から5年を経過したものは、裁断又は焼却の方法により廃棄するとともに、公印登録簿にその状況を明らかにしておかなければならない。

本条…追加〔平成30.5公規程4〕

(公印の事故届)

- 第9条 管理責任者は、その保管する公印について、盜難、紛失、偽造等の事故が発生したときは、直ちに公印事故報告書（別記第4号様式）により、警察本部長に報告しなければならない。

本条…追加〔平成30.5公規程4〕

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に使用している公印については、この規程に基づく公印とみなす。

附 則 (平成17.5.17公規程6)

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成17.11.18公規程10)

この規則は、平成17年11月21日から施行する。

附 則 (平成21.3.17公規程2)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23.1.25公規程1)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28.3.8公規程2)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30.5.31公規程4)

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

第1編 公安委員会 鹿児島県公安委員会公印規程

別表（第2条関係）

公印の種類	大きさ	形状	保管所属	用途
鹿児島県公安委員会委員長印	27ミリメートル 平方	鹿児島県 公安委員会 委員長印	総務課	公文書用
鹿児島県公安委員会印	・37ミリメートル平方 ・24ミリメートル平方 ・10ミリメートル平方	鹿児島県 公安委員会印	総務課	・公文書用 ・情報管理システムによる許可等事務総合管理業務用
	4.5ミリメートル 平方	鹿児島県 公安委員会印		運転免許証用
縦7ミリメートル 横23ミリメートル	鹿児島県 公安委員会	各警察署	生活安全関係の事務用	
縦4ミリメートル 横20ミリメートル	鹿児島公委	各警察署、免許管理課及び免許試験課	運転免許証等の整理用	
直径28ミリメートル	鹿児島県 公安委員会	免許管理課	国際運転免許証用	
直径20ミリメートル				
縦(中心の長さ) 21ミリメートル、 横(中心の長さ) 29ミリメートル、 周囲点線 64点	鹿児島県 公安委員会	各警察署、生活安全企画課、交通企画課、免許管理課及び免許試験課	証明書等用	

第1編 公安委員会 鹿児島県公安委員会公印規程

縦(中心の長さ) 14ミリメートル, 横(中心の長さ) 22ミリメートル, 周囲点線 80点		交通指導課	駐車監視員資格 者証用
--	---	-------	----------------

本表…一部改正(平成17.5公規程6、11公規程10)、全部改正(平成23.1公規程1)、一部改正(平成28.3公規程2、30.5公規程4)

別記

第1号様式（第4条関係）

公 印 登 錄 簿

所属名 ()

番号	印 影	大きさ	作成 年月日 改刻	廃止年月日	参考事項

本様式一部改正(平成30.5公規程4)

第1編 公安委員会 鹿児島県公安委員会公印規程

第2号様式（第7条関係）

1 年 保 存 (年 月 日まで) F N. A 2 - 1 - 4 第 号 年 月 日			
総務課長 殿 所属名 ■			
公印作成（改刻）理由書			
次の公印を作成（改刻）したいので、鹿児島県公安委員会公印規程第7条の規定により、理由を付し、作成を依頼する。			
公印の種類		大きさ	
使用開始予定日		用 途	
理 由			

本様式…追加(平成30.5公規程4)

第1編 公安委員会 鹿児島県公安委員会公印規程

第3号様式（第8条関係）

1年保存 (年月日まで)	
F N. A 2 - 1 - 4 第 号 年 月 日	
総務課長 殿 所属名 ■	
公印廃止届	
次の公印は廃止したので、鹿児島県公安委員会公印規程第8条第1項の規定により、公印を添えて届ける。	
公印の種類	
廃止年月日	
理由	

本様式…追加〔平成30.5公規程4〕

第1編 公安委員会 鹿児島県公安委員会公印規程

第4号様式（第9条関係）

1年保存 (年月日まで) F.N. A 2 - 1 - 4 第 号 年 月 日	
本部長 殿	所属名
公印事故報告書	
保管中の公印について、次のとおり事故が発生したので、鹿児島県公安委員会公印規程第9条の規定により報告する。	
公印の種類	
事故発生日時	
事故発生場所	
事故の概要	
措置	
参考事項	

本様式…追加(平成30.5公規程4)

① 66(～70)

・〔鹿児島警43〕